

館林市公園の社会実験における

移動販売車の出店募集要項

館 林 市

都市建設部緑のまち推進課

館林市公園の社会実験における移動販売車の出店募集要項

1. 目的
2. 募集要項
3. 選考基準
4. 販売品目
5. 出店確定後の提出物
6. 営業場所
7. 許可対象
8. 営業許可の期間
9. 営業可能の時間
10. 出店に際しての料金
11. 応募者の資格要件
12. 出店規約および注意事項
13. 発電機の使用
14. その他事項
15. 出店スケジュールの公表
16. 担当者

1. 目的

- ・公園で過ごす市民の利便性の向上を図ること
- ・公園の魅力向上、利用促進に資すること
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける移動販売業者の支援

2. 募集要項

公園利用の社会実験における移動販売車の誘致について、出店事業者を一般公募とする。

I 直近1ヶ月の出店事業者募集を、前月1日～5日の間に受け付ける。

- (1) 緑のまち推進課へ申請書を提出または、メールに申請書を添付し提出
- (2) 緑のまち推進課で内容を確認し、複数の応募がある場合には課長による抽選とする
- (3) 毎月10日頃に事業者へ合否連絡をする

II 上記の日程で申請のなかった日については、営業3日前まで申請書を受付ける。

- (1) 緑のまち推進課へ申請書を提出または、メールに申請書を添付し提出
 - ↳メールの〆切については、営業3日前の正午まで
- (2) 緑のまち推進課で内容を確認し、複数の応募がある場合には先着順とする
- (3) 翌日、事業者へ営業可否の連絡をする

3. 選考基準

事業者の選定基準は次のように定め、応募内容を基に総合的に判断する。

- (1) 館林市内の事業者であるか
- (2) 公園利用者および近隣住民に安全・安心な商品、サービスを提供できるか
- (3) メニュー、商品、価格の妥当性
- (4) 公園の魅力向上や利用促進を図れるか

4. 販売品目

- (1) 保健所から許可を得ている飲食物

5. 申請書提出時の添付書類

当該年度の初回出店の際、及び内容に更新があった場合には、下記のことを提出すること

- (1) 食品衛生責任者以上の資格所有を証するもの
- (2) 館林市内で有効な営業許可書の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 検便検査証明書（原則1年以内）の写し
- (5) PL 保険証券（生産物賠償責任保険）の写し
- (6) 車両の外観写真（正面・側面）

6. 営業場所

- (1)近藤沼公園の指定された場所
- (2)中央公園の指定された場所
- (3)その他、市長が適当と認める場所

7. 許可対象

同一日に出店できるのは1公園につき1事業者1台までとする。ただし、利用者が著しく不便や不都合を被る場合、相談のうえで台数を変更できるものとする。

なお、飲食するためのイスやテーブルの持ち込みは不可とする。

8. 営業許可の期間

出店許可を受けた事業者へ、出店許可証を発行する。ただし、以下の場合には出店することができない。

- (1)感染症拡大(新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等)や自然災害により、一時的に出店を見合わせる必要があると判断した場合
- (2)その他、市長が不適当と認める場合

9. 営業可能の時間

午前8時から午後6時の範囲(準備・片付け・退出の時間を含める)

10. 出店に際しての料金

公園使用料として、日額1,000円を支払うものとし、実際に出店した日数分を合算して請求書を送付、期限内に納付する。(荒天・自然災害等で出店を取りやめた日の請求は行わないが、出店者の自己都合で当日キャンセルをした場合は、請求を行う)なお、公園内の電気を使用可能な公園においては、別途電気料日額200円を支払うことで、公園の電気を使用できる。(電気の使用には、事前申請が必要であり、公園の電気を使用することをやめても、出店がある場合には、電気料の支払いが必要となる)

11. 応募者の資格要件

次に掲げる全ての資格を満たす個人事業主、または法人であること

- (1)開催目的や公園等の趣旨に賛同し同意できるもの
- (2)食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他移動販売業務に関する法令を遵守し、かつ、提供する飲食物等に応じた保健所の営業許可を受けているもの
- (3)申請時点において市に納付すべき市税等の滞納がないこと
- (4)暴力団、暴力団関係団体、暴力団員および暴力団関係者でないもの
- (5)移動販売車は、出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない

い。ただし、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする。
(使用者および名義人が法人と、法人に雇用されている個人の間関係の場合は、同一とみなす)

(6)出店による事故やトラブル等の一切の責任を負えるもの

(7)館林市内に事業所がある、または住民登録があるもの

(8)利用後1年間は売上表等(〇〇を〇個および売上金額等)を保管し、依頼した際には、提示することができるもの(今後のニーズ調査、運営方法を改善する等のために提出を依頼することがあります)

1 2. 出店規約および注意事項

- ・応募は食品衛生責任者以上の資格を有するものに限る。また、出店の際、食品衛生責任者以上の資格を有するものが現場に常駐すること。
- ・PL保険(生産物賠償責任保険)、またはそれに準ずる保険に加入済であること。
- ・出店および食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して全ての賠償責任を負うこと。
- ・応募は満18歳以上のものとし、本人以外のお誘いは不受理とする。また、本人以外の代理出店は認めないものとする。
- ・過去に食品衛生法に基づく処分を受けたことがあるものの出店は受け付けないものとする。
- ・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・混雑時には、お客様に対応する整理要員を必ず出すこと。
- ・公園利用者や近隣住民に影響を与える行為、園内を歩きながらの販売やチラシの配付、拡声器等を使用した呼び込み、大音量でのBGM等は禁止する。
- ・各店舗でゴミ箱を必ず設置すること。出店の際に出たごみは全て持ち帰り、適切に処理すること。来場者用ゴミ箱および園内への投棄は厳禁とする。
- ・保健所より指導や指示があった場合は、必ず従うこと。

1 3. 設備の使用

- ・園内の給排水設備は原則利用不可とする
- ・園内の電気を使用する場合は、申請時に電気を使用する旨の報告が必要となる。
- ・発電機を使用する場合、園内にて、ガソリン携行缶から発電機への給油行為をおこなってはならない。また、必ず消火器を常備すること。消火器は業務用の消火器とし、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具等は認めない。また、腐食、変形のない、使用期間内の消火器を準備すること。

14. その他事項

- ・原則、自己都合による出店予定の取りやめは認められない。
- ・雨天等でやむを得ず営業休止または中止した場合は、翌平日に緑のまち推進課へ速やかに報告すること。
- ・園内を走行する際は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度 5km/h 以下で走行すること。
- ・園内の指定された場所以外に駐車することはできない。
- ・出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- ・出店による事故等のトラブルは、迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を翌平日に緑のまち推進課へ報告すること。
- ・申請内容に虚偽があった場合や出店条件を守らない場合は、次回からの出店を認めない。
- ・許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等はおこなわないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策を講じること（マスクの着用、消毒設備の設置、順番待ち時の社会的距離確保の工夫等）。
- ・喫煙をする場合は、園内の決められた場所でおこなうこと（加熱式たばこを含む）
- ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を厳守すること。
- ・その他不明な点については、担当者と協議すること。

15. 出店スケジュールの公表

当月、翌月の出店予定日を市ホームページ上で公表する。

16. 担当者

館林市役所 緑のまち推進課公園管理係

電話：0276-47-5155

Mail：midori@city.tatebayashi.gunma.jp